



撮影協力：毛呂山町青少年相談員協議会

※ なお、撮影は西入間警察署の承諾を得て行っています。

# みんなでき 自転車マナー

埼玉県では、平成24年4月1日付けで、自転車の安全な利用を促進し、自転車事故を減らすことを目的として、「埼玉県自転車車の安全な利用の促進に関する条例」を制定しました。

歩道を猛スピードで走る自転車や携帯電話で通話やメールをしながら走る自転車。皆さんは、そんな自転車とぶつかりそうになったら、ヒヤリとしたり、怖い思いをした経験はありませんか？

自転車は小さい子どもからお年寄りまで、年代を問わず利用することができる身近で便利な乗り物です。もし、自転車を利用するとき、「自動車の運転とは違って、免許がいらないから自由に乗ることができる」などと考えているとしたら、それは大きな間違いです。自転車は道路交通法により、車両

(軽車両)であると定められています。したがって、「道路交通法」や「埼玉県自転車車の安全な利用の促進に関する条例」などに定められている事項は、守らなければいけません。

また、自転車を利用する人も歩行者も安全に通行できなければ、「安全で安心して暮らせる町」とは言えません。誰もが安全に通行できるよう、譲り合いの気持ちを持ちましょう。そして「自転車のルールやマナーを守る」ことを通じて、社会におけるルールやマナーの大切さを考えてみましょう。

ボクと一緒に勉強しよう！



# 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車安全利用五則  
をご存知ですか？



## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

下の色枠内のような歩道を自転車で通行できる人および場合を除き、原則として、自転車利用者が歩道を通行する場合は、自転車を降り、押して通行してください。



ご協力をお願いします。



## 2 車道は左側を通行

自転車は、車道の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。

※自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合を除き、路側帯を通ることができません。

その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

## 歩道を自転車で通行できる「人」と「場合」

### 歩道を自転車で通行できる「人」

- ・13歳未満の子ども
- ・70歳以上の高齢者
- ・車道通行に支障がある身体に障害をもつ人



「自転車および歩行者専用」の標識

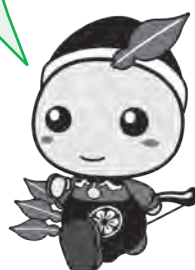
### 歩道を自転車で通行できる「場合」

- ・「自転車および歩行者専用」の標識がある。
- ・道路工事や連続した駐車車両などのため、車道の左側を通行できない。
- ・自動車などの通行量が著しく多い。
- ・道路幅が狭く、自動車などと接触する危険がある。

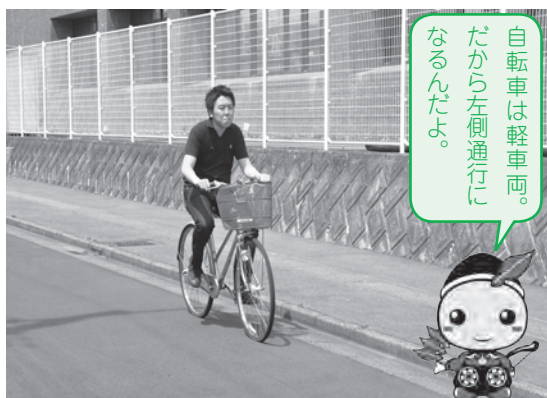
## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

歩道では、常に歩行者が優先されるんだね！



自転車は軽車両。だから左側通行になるんだよ。



## 4 安全ルールを守る

### ○ 飲酒運転・二人乗り

#### ・並進の禁止

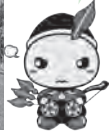
自転車も自動車と同様に飲酒運転は厳禁です。道路交通法上で「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と規定されていますので、「酔ってないから大丈夫」という考え方は大きな間違いです。

自転車は、原則運転者一人しか乗れません。二人乗りや三人乗りができる場合は、特別な場合として定められていますので、それ以外ではいけません。

また、他の自転車と並んで通行すること（並進）も道路交通法で禁じられています。



二人乗りは、罰則の対象だよ！



並進も罰則の対象になるんだよ！



### ○ 夜間はライトを点灯

夜間（日没時から日の出時まで）は、前照灯をつけなければいけません。

また、夜間は、目立つ色の服を着用するとともに、自転車には尾灯または反射器材をつけなければいけません。

### ○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

#### 一時停止・安全確認

信号は必ず守ってください。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号を守ってください。また、一時停止の標識がある交差点では、その交差点の（停止線の）直前で、必ず「一時停止」してください。標識がなくても必ず「安全確認」をするようにしてください。



安全確認は大切なことだよ。



## 5 子どもはヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児に自転車を運転させるときや、補助いすなどで幼児を自転車に同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせるように努めましょう。

かぶって、安心！ヘルメット！！



光山小学校での交通安全教室

## おまわりさんからお願い



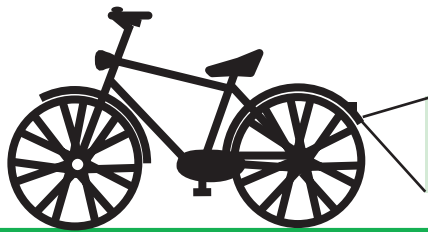
まずは保護者の人にお願ひがあります。お子さんを道路では遊ばせないでください。お子さんが道路にいる時には、絶対に目を離さず、特に交差点では、急に曲がってくる車があったりしますので、お子さんが飛び出さないように十分注意をしてください。

そして小学生の皆さんにお願ひです。通学時には、交通指導員さんや通学班の班長さんの言うことをしっかり聞いて、交通安全講習などできちんと交通ルールの勉強をしてください。

皆が自転車マナーや交通のルールを守れば、事故は必ず減ります。そのためには一人ひとりの普段からの心がけが必要です。ご協力をお願いします。



西入間警察署 星野巡査



みんなで守ろう  
自転車マナー



前が見えにくいこ  
とは、とっても危  
険なんだよ!



### その他の禁止行為

傘をさしたり、物を持ったり  
など、視野を妨げ、または安定  
を失うおそれがある方法で運転  
をしてはいけません。

また、通話やメールなど携帯電  
話を使用しながらの運転や、ヘッ  
ドホンなどを使用して音楽やラ  
ジオを聴きながらの運転も禁止  
行為です。

その他にも前方の車両の前に  
割り込みをしたり、後続車に迷  
惑を及ぼすような進路変更も禁  
止行為にあたります。



運転するときは運  
転に集中しなくち  
やダメだよ!



## 自転車の安全な利用のために

### 点検整備をしっかりと

自転車に乗る前は、次の場所  
を点検し、悪い部分があったら  
整備しましょう。

- ① サドル、② ハンドル、③ ペダル、
- ④ チェーン、⑤ ブレーキ、⑥ ベル
- (警音機)、⑦ ライト、⑧ 反射器材、
- ⑨ タイヤ

### 自転車事故の保険

自転車でも事故を起こせば責

任が重くのしかかってきます。  
相手を死傷させた場合、「重過失  
致死傷罪」に問われることがあ  
ります。また、被害者に対する  
損害賠償の責任や勤め先の規則  
に基づく処分を受けるなどの責  
任を負うことにもなります。

「埼玉県自転車安全利用の  
促進に関する条例」では、自転  
車利用者は、自転車事故の賠償  
に備えた保険への加入に努める  
よう記されています。

### おまわりさんからお願い



毛呂山町では今年に入って、  
自転車での事故がすでに9件も  
起きています。

悲しい事故を減らし、歩行者・  
自転車・自動車が共に安全に通  
行できるように埼玉県では、4  
月1日に「埼玉県自転車安全  
利用の促進に関する条例」を  
施行しました。この条例では、主  
に「自転車利用者の責務」を定  
めています。自転車は軽車両で

す。運転する皆さんはドライバー  
としての意識をもって、運転す  
るようになければなりません。  
自転車でも事故を起こせば、当  
然罰則が設けられています。運  
転者としての責任を自覚して、  
ハンドルを握るよう心掛けて  
ください。

現在、西入間警察署では皆さ  
んの地元におうかがいして、交  
通安全教室や講習を行っていま  
す。今後も引き続き、皆さんの  
ご要望に応じていきたいと考  
えています。自転車のマナーやル  
ールは、繰り返し学ぶだけでなく、  
日ごろからの意識が必要です。



西入間警察署 阿部警部補

皆さんもお住まいの地域や家  
族で、交通ルールやマナーを考  
える機会をもつようにしてい  
たいと思います。  
交通事故から、自分や家族の  
身を守るのには、それぞれの意  
識が最も重要です。この機会に交  
通安全について皆さんで考え  
てみてはいかがでしょうか。

### ルールを守って快適に!

自転車は、マナーや交通ル  
ールを守って乗れば、とても快  
適な乗り物です。皆さんもマ  
ナーやルールをご家族で話し合  
うなどして、自転車の安全な利  
用について考えてみましょう。

ルールを守って楽  
しく乗ろう!



問 西入間警察署交通課交通総  
務係 ☎284-0110